

平成24年度行政委員会事務局執行目標達成状況表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	達成 状況	達成済の結果及び未達成の場合はその理由と取組のプロセス
1	<p>予算執行等の適正化、有効性の追求</p> <p>コンプライアンスを含む内部統制の状況に留意しつつ、市の事務事業の執行について、適法性・効率性および妥当性の観点に留意し、事務改善や行財政改革の推進に資する監査の実施に努め、定期監査において、早期に対応すべきと認められる課題については、随時に行政監査を実施し、誤りの最小化を図る。</p> <p>監査結果において指摘、指導事項等があった機関名、その内容を公表するなど、市民の信頼性確保に努め、個別外部監査の導入についても検討する。(地方自治法第252条の39)</p> <p>職務の遂行に際して守るべきルールが明確になり、適正な行政執行が確保できる。また、結果としての行政効果を判断できる評価システムの構築にもつながる。</p>	<p>○開かれた監査の推進</p> <p>市民に監査情報をわかりやすく提供するため、「市ホームページ」に監査結果等を掲載する。現在、決算審査意見書のみであるが、定期監査結果や住民監査請求監査結果を掲載していく。</p> <p>○監査の実効性の確保</p> <p>監査結果の全庁共有による改善・改革に結びつけるため、決算審査講評は全部課長にメール通知、また、監査結果において他部(課)に影響する場合は、Myweb 掲示板に掲載し、適正な事務執行に資する。</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>決算審査意見書については、昨年度と同様に市ホームページに掲載した。</p> <p>定期監査結果及び住民監査請求監査結果については、執行目標進行計画に基づき、市ホームページに掲載した。</p> <p>決算審査後の講評時には、全部長に文章で講評内容を提示するとともに、後日、各課長にも電子メールにより通知した。</p> <p>定期監査結果が、他部課に影響する内容については、その都度全職員に電子掲示板により周知し、適正な事務執行に役立てることができた。</p>

※達成状況の欄は、目標以上に達成した場合は◎、目標どおり概ね達成した場合は○、目標が未達成の場合は△を記入すること。